

会計年度任用職員（給食調理員）の募集概要

阿南市保健福祉部福祉事務所こども課

1 公募職種

保育所・こどもセンター給食調理（勤務地：阿南市立保育所、こどもセンター）

2 応募条件

- (1) 調理ができる方
- (2) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方
- (3) 4月以降に副業の予定があり、本市での勤務時間との合計が法定労働時間（1日8時間又は週40時間）を上回らない方

3 職務内容

保育所、こどもセンターでの給食調理業務

4 任用予定期間

令和4年4月1日以降の任用の日から令和5年3月31日まで

※ 採用後1か月間は条件付採用となっており、この期間を良好な成績で勤務した場合に正式任用となります。

5 勤務日及び勤務時間

- (1) 勤務日
月曜日から金曜日（休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）
休日出勤有り
- (2) 勤務時間
午前8時30分から午後5時まで7時間30分（休憩1時間）
早出有り、原則超過勤務なし（臨時又は緊急の必要がある場合を除く。）

6 休暇

年次休暇（初年度12日。継続勤務年数によって最大20日。繰越可能。）、夏季休暇、忌引、結婚休暇ほか

7 給与等

- (1) 月例給与
次に定める条件を基礎として、勤務実績に応じて月例給与を支給
日 額：7,020円～7,751円
通勤手当：雇用期間に応じ当方の規定に定める額
超過勤務が発生した場合に係る報酬：有り
支給日：翌月の21日（例：4月分は5月21日）
※ 採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより勤務条件（給与等）を変更します。
- (2) 期末手当
あり
- (3) その他
(1)、(2)の賃金等から住民税、所得税、社会保険料等を控除
給与等の支払いは口座振込のみ

8 社会保険・災害補償

- (1) 社会保険
全国健康保険協会管掌健康保険及び厚生年金保険の被保険者に該当
- (2) 雇用保険
雇用保険の被保険者に該当
- (3) 災害補償
労災及び通勤災害による負傷等は、労働者災害補償保険法に基づく補償の対象に該当

9 服務規律等

地方公務員法等に規定される服務規律（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限）が適用されます。また、地方公務員法第29条に該当する場合には、懲戒処分の対象となります。

10 選考・応募方法

- (1) 申込期間 令和4年3月28日（月）から令和4年4月28日（木）
- (2) 必要書類
履歴書（市販のものに自筆で記入し、申込前の6か月以内に撮影の本人と確認できる写真（縦4cm、横3cm）を貼付。）
- (3) 申込先
 - ① 阿南市こども課（阿南市役所1階）へ持参してください。受付時に受験票をお渡しします。
受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日等の閉庁日を除く。）
 - ② 郵便による提出の場合は、長形3号の返信用封筒（あて先記入、84円切手を貼付）を同封の上、封筒の表に「保育所給食調理申込」と朱書きし、必ず「書留郵便」で送付してください。受付後、受験票を郵便によって交付します。
- (4) 選考方法 面接試験による選考を行います。
- (5) その他 受験に際して収集する個人情報は、当該選考試験及び任用に関する事務以外の目的には一切使用しません。また、応募書類は任用の結果を問わず返却しません。

11 選考試験日時・会場

面接試験を行います。

日 時 随時

場 所 阿南市役所